

京都市教育委員会告示7号

平成16年6月11日京都市教育委員会告示第5号（個人演説会，政党演説会又は政党等演説会の開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者，候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が納付すべき費用額）の一部を平成18年4月1日から次のように改めます。

平成18年3月22日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表中元龍池小学校の項を削ります。

(総合教育センター学校統合推進室計画課)